

平成30年2月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成30年2月定例教育委員会付議議案 目次

| | | |
|-------|--|----|
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (臼杵市公民館条例の一部改正について) | 1 |
| 第5号議案 | 臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱 の制定について | 3 |
| 第6号議案 | 平成29年度補正予算(3月定例市議会)について | 21 |
| 第7号議案 | 平成30年度当初予算(3月定例市議会)について | 22 |

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

臼杵市公民館条例（平成17年臼杵市条例第202号）の一部改正について、平成30年1月31日の定例教育委員会において承認された内容の一部修正が生じたため下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成30年2月23日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

専決年月日 平成30年2月16日

専決処分内容 下記のとおり

記

臼杵市公民館条例の一部改正について（案）

臼杵市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市公民館条例の一部を改正する条例

臼杵市公民館条例（平成17年臼杵市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定によるもののほか、臼杵市コミュニティセンター条例（平成18年臼杵市条例第5号）及び臼杵市防災拠点施設・市浜地区コミュニティセンター条例（平成27年臼杵市条例第25号）の規定による施設は、地区公民館とみなす。
第5条第2号の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。
第6条第2号の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。
別表第1の2の表臼杵市南津留地区公民館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

南津留地区の総合的な地域活動の拠点として南津留地区コミュニティセンターを設置することに伴い、臼杵市南津留地区公民館を廃止することとしたいので提出する。

第5号議案

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成30年2月23日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 臼杵市臼杵学校給食センターにおける事務の取扱い（第4条～第16条）

第3章 臼杵市野津学校給食センターにおける事務の取扱い（第17条）

第4章 雑則（第18条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、臼杵市学校給食センター運営委員会規程（平成17年臼杵市教育委員会訓令第12号。以下「運営委員会規程」という。）第2条の規定による学校給食会計の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 小学校児童 臼杵市学校給食センター受配校に在籍する者をいう。
- （2） 中学校生徒 臼杵市学校給食センター受配校に在籍する者をいう。
- （3） 幼稚園園児 臼杵市学校給食センター受配園に在籍する者をいう。
- （4） 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、学校給食法（昭和29年法律第160号）及び運営委員会規程において使用する用語の例による。

（学校給食費の徴収対象者）

第3条 運営委員会の会長（以下「会長」という。）は、次の各号に掲げる者から学校給食費を徴収するものとする。

- (1) 小学校児童、中学校生徒及び幼稚園園児の保護者
- (2) 小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する職員
- (3) 白杵市教育支援センター「きずな」（以下「きずな」という。）に勤務する職員
- (4) 学校給食センターに勤務する職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、白杵市学校給食センター所長（以下「給食センター所長」という。）が、学校給食の実施を認めた者

第2章 白杵市白杵学校給食センターにおける事務の取扱い

（学校給食の申込等）

第4条 学校給食費の徴収対象者は、学校給食申込書兼学校給食費納付確約書（様式第1号）及び児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書（様式第2号）を、当該学校長を通じて会長へ提出するものとする。

2 前項の規定による書類の提出時期は、次の各号に掲げる時とする。

- (1) 小学校入学時及び中学校入学時
- (2) 転入時

（給食数の申込み及び変更）

第5条 給食は、原則として週5日の完全給食とし、当該学校長は、当該月20日までに、給食実施計画書（様式第3号）により、給食センター所長へ提出するものとする。

2 給食数の変更は、原則として3日前（白杵市の休日を定める条例（平成17年白杵市条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く。）までに、給食数・行事変更届出書（様式第4号）を、給食センター所長に提出するものとする。ただし、転出、転入その他急を要する場合は、この限りではない。

（学校給食費の額等）

第6条 学校給食費の額は、次の各号に掲げるとおりとし、当該年額を11期に分割して納付するものとする。ただし、中学3年生にあつては、当該年額を11期に分割した額に10期分を乗じた額を納付するものとする。

- (1) 小学校児童及び小学校に勤務する職員 年額 46,200円
- (2) 中学校生徒及び中学校に勤務する職員 年額 51,700円

(3) 幼稚園園児及び幼稚園に勤務する職員 年額 28,600 円

(4) 学校給食センターに勤務する職員 年額 46,200 円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食の普及充実を図るための試食会、学校行事等及び学校給食センターへの見学者が臨時に喫食した場合における学校給食費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小学校又は学校給食センターで喫食する場合 1食当たり単価 240 円

(2) 中学で喫食する場合 1食当たり単価 280 円

(学校給食費の徴収方法及び納付期限)

第7条 学校給食費の徴収は、当該学校毎に行うものとする。ただし、8月分の学校給食費は、徴収しないものとする。

2 徴収対象者は、学校給食費を児童及び生徒を通じて当該学校長へ期日までに納付するものとする。

(1) 4月、9月及び1月分の徴収期日 当該月10日まで

(2) 前号に掲げる月分以外の徴収期日 当該月5日まで

(学校給食費納付方法及び納付期限)

第8条 当該学校長は、次の各号に定めるところにより、徴収した学校給食費を所定の納付書により期日（同日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日）までに、指定金融機関を通じて運営委員会に納付するものとする。

(1) 学校給食費取扱指定金融機関 九州労働金庫臼津支店

(2) 4月、9月及び1月の納付期日 当該月15日まで

(3) 前号に掲げる月分以外の納付期日 当該月10日まで

2 当該学校長は、前項で定める納入の際には、学校給食費払込通知書（様式第5号）により会長へ提出する。

(給食費の調整)

第9条 会長は、その必要があると認めるときは、その月の学校給食費を調整することができるものとする。

2 第4条第2項の規定による届出のあった小学校児童、中学校生徒又は職員が連続して5日以上欠食があった場合については、第6条第2項各号に掲げる金額に欠食日数を乗じて得た額を還付するものとする。この場合において、還付については学期ごとに取扱うものとする。

3 当該月の途中で転入又は転出した小学校児童、中学校生徒又は職員の学校給食費は、第6条第2項各号に掲げる金額に喫食日数を乗じて得た額を徴収するものとする。

(学校給食が実施されなかった場合の取扱い)

第10条 次の各号に掲げる学校給食が実施されなかった場合については、欠食日数に含めないものとする。

- (1) 学校行事
 - (2) 学校閉鎖、学年閉鎖及び学級閉鎖
 - (3) 気象状況等による臨時休校
- (食物アレルギー対応食による学校給食費の徴収額)

第11条 パン又は牛乳に含まれる物質に起因する食物アレルギーを有し、かつ、医療機関の証明（事由によっては、学校長等の証明）がある場合には、保護者の申し出により、当該パン又は牛乳に係る額を調整するものとする。この場合においては、その算定には、年度当初の当該パン又は牛乳の納入単価を参酌するものとする。

2 前項の単価算定による学校給食費については、運営委員会規程第2条第1項第4号により、当該年度の第1回目の運営委員会で協議審査し、決定するものとする。

3 前項により決定した食物アレルギー対応食に係る学校給食費については、当該年度の9月から運用するものとし、当該月までの差額分については、当該年度の4月に遡り、当該月数を乗じて得た額を、9月の学校給食費に加算又は減算して調整し徴収するものとする。

(きずなにおける学校給食費の徴収方法)

第12条 きずなに通級する小学校児童及び中学校生徒（以下「きずな通級者」という。）並びに勤務する職員の学校給食費の徴収については、きずな又は在籍学校で行うものとする。

2 学校教育課長は、きずな通級者及び職員の学校給食費を、第6条第1項各号に掲げる金額又はその月の喫食回数に第6条第2項各号に規定する1食当たり単価を乗じて得た額を徴収するものとする。

(きずなにおける学校給食費の納付及び納付期限)

第13条 学校教育課長は、前条第2項により徴収した学校給食費を、学校給食センターへ翌月20日までに現金で納付しなければならない。ただし、随時徴収した時は、この限りではない。

2 給食センター所長は、前項にて徴収した学校給食費を、指定金融機関を通じて運営委員会へ納付するものとする。

(学校給食費未納、滞納分の徴収方法)

第14条 学校給食費の未納分は、原則として当該年度末までに、当該学校長が徴収し納付するものとする。ただし、当該年度末までに処理できないものは、次年

度に滞納繰越として処理するものとする。

- 2 現年度学校給食費未納分の徴収は、次の各号に掲げる方法で行うものとする。
 - (1) 1か月分未納の時 翌月までに納付がない場合は、速やかに当該学校長が保護者へ督促を行い、給食センター所長へ報告を行うものとする。
 - (2) 3か月分未納の時 当該学校長が督促を行い、給食センター所長へ報告を行い、給食センター所長は、郵送にて督促状を送付する。納付が確認できるときまで毎月、なお同様の取扱いとする。
 - (3) 学校給食申込書兼学校給食費納付確約書の確約内容にて対応するものとする。
- 3 過年度学校給食費滞納分の徴収について、次の各号に掲げる方法で行うものとする。
 - (1) 在学学生及び兄弟姉妹末子が就学中の場合 給食センター所長は、学校給食費滞納明細書（様式第6号）及び学校給食費滞納分納徴収計画書（様式第7号）を郵送にて送付するものとする。納付が確認できるときまで随時、なお同様の取扱いとする。
 - (2) 卒業生及び転出者の場合 給食センター所長は、督促状（様式第8号）に学校給食費の滞納明細書を添えて郵送にて送付するものとする。（不納欠損処分決定）

第15条 運営委員会は、運営委員会規程第2条第1項第6号で定めるところにより、次の各号について不納欠損処分を審議決定するものとする。

- (1) 保護者死亡等で学校給食費の徴収が困難な場合
 - (2) 中学校卒業後2年経過した場合（兄弟姉妹末子が在学中の場合にあっては、末子が中学校卒業後2年経過した場合）
 - (3) 市外転出後2年経過した場合
- （簿外資産管理簿の管理）

第16条 前条第2号及び第3号に基づく不納欠損処分については、債務者による時効の援用がなされるまでは債権放棄を行わず、簿外資産管理簿に記載して管理を行うものとする。

- 2 債務者による時効の援用があった場合は、時効が完成した日をもって簿外資産管理簿から、抹消するものとする。

第3章 白杵市野津学校給食センターにおける事務の取扱い

第17条 白杵市野津学校給食センターにおける学校給食会計の事務の取扱いは、第4条から第16条まで（第8条を除く。）の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、白杵市野津学校給食センターにおける学校給食会

計の事務の取扱いは、従前の例によるものとする。

第4章 雑則

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

学校給食申込書兼学校給食費納付確約書

年 月 日

白杵市立 小学校長・中学校長 様
白杵市白杵学校給食センター運営委員会 様

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

下記児童が白杵市の小学校・中学校に入学するにあたり、学校給食の提供を申し込みます。

また、学校教育法（第16条第1項）及び学校給食法（第11条第2項）による学校給食費についての保護者負担の規程に従い、在学期間中は学校給食費を期限までに納付することを確約します。

学校給食費を滞納した場合は、白杵市長より支給を受ける児童手当から学校給食費を差し引かれることを承諾します。

| | | | |
|------------------------|-----------------------|-----|-------|
| ふりがな 児 童 名 又は生徒名 | | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 住 所 | 〒 _____ 電話番号 _____ | | |

- ・児童1名につき、1枚の提出となります。
- ・下欄の「住所」は、保護者と別居の場合のみ記入してください。
- ・保護者の変更があれば、再度提出してください。

学校給食申込書兼学校給食費納付確約書

年 月 日

臼杵市立 小学校長・中学校長 様
臼杵市臼杵学校給食センター運営委員会長 様

保護者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

下記児童が臼杵市の小学校・中学校に転入するにあたり、学校給食の提供を申し込みます。

また、学校教育法（第16条第1項）及び学校給食法（第11条第2項）による学校給食費についての保護者負担の規定に従い、在学期間中は学校給食費を期限までに納付することを確約します。

学校給食費を滞納した場合は、臼杵市長より支給を受ける児童手当から学校給食費を差し引かれることを承諾します。

| | | | |
|---------------|-----------------------|-----|-------|
| ふりがな 児 童 名 | | 性 別 | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 住 所 | 〒 _____ 電話番号 _____ | | |
| 旧在籍校 | | | |

- ・児童1名につき、1枚の提出となります。
- ・下欄の「住所」は、保護者と別居の場合のみ記入してください。
- ・保護者の変更があれば、再度提出してください。

児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

白杵市白杵学校給食センター運営委員会長 様

私は、児童手当法第29条の規定に基づき、白杵市長から支給を受ける
年度の児童手当の額から、学校給食費について、当該児童手当の支払期
日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、次年度以
降も児童手当から、その費用の支払に充てるものとします。

年 月 日

保護者（児童手当の認定請求者）

氏 名

⑩

住 所

学校名

児童名

※ この申出書は、在学期間中有効となります。

月分給食実施計画書

学校名
記入責任者

学校
印

| 日 | 曜日 | 学校 実施日 | 特記事項 | | 日 | 曜日 | 学校 実施日 | 特記事項 | | | | |
|----|----|-----------|--------------------------------|--|--|----|-----------|--------------------------------|--|----|----|----|
| | | | 中止理由等 (学年又はクラス単位で の中止可能) | 職員の増減 (ALT、ス クールカウンセ ラー 等) | | | | 中止理由等 (学年又はクラス単位で の中止可能) | 職員の増減 (ALT、ス クールカウンセ ラー 等) | | | |
| 1 | | | | | 21 | | | | | | | |
| 2 | | | | | 22 | | | | | | | |
| 3 | | | | | 23 | | | | | | | |
| 4 | | | | | 24 | | | | | | | |
| 5 | | | | | 25 | | | | | | | |
| 6 | | | | | 26 | | | | | | | |
| 7 | | | | | 27 | | | | | | | |
| 8 | | | | | 28 | | | | | | | |
| 9 | | | | | 29 | | | | | | | |
| 10 | | | | | 30 | | | | | | | |
| 11 | | | | | 31 | | | | | | | |
| 12 | | | | | 回数 | 学年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
| 13 | | | | | | 当月 | | | | | | |
| 14 | | | | | | 累計 | | | | | | |
| 15 | | | | | 備考 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | 記入上の注意 給食実施の日は○、全校中止は×、一部中止は△ (中止クラス等を併記)を記入する。 台風及び学級・学年閉鎖の時には、累計は○で計算 して下さい。 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|-------|-----|---|
| 給食センター処理欄 | 年 月 日 | 処理者 | 印 |
|-----------|-------|-----|---|

給食費払込通知書

臼杵市学校給食センター
運営委員会 会長 殿

_____ 学校 校長 _____ [印]

作成責任者 _____ [印]

下記のとおり給食費を払い込みましたので通知します。

記

- ・払込月日 年 月 日
- ・払込方法 給食センター給食費口座へ払込
- ・払込金額 合計 _____ 円

| 当該年度分 | | | |
|-------|----|----|---------|
| | | 月分 | |
| 円× | | 人= | _____ 円 |
| 円× | | 人= | _____ 円 |
| 円× | | 人= | _____ 円 |
| 小計 | | | _____ 円 |
| | | | |
| 月分 | 円× | 人= | _____ 円 |
| 月分 | 円× | 人= | _____ 円 |
| 月分 | 円× | 人= | _____ 円 |
| 小計 | | | _____ 円 |

| 過年度分 | | | | | | |
|------|----|----|---|---|--------------------------|---------|
| 平成 | 年度 | 月分 | 年 | 組 | 氏名() | 円 |
| 平成 | 年度 | 月分 | 年 | 組 | 氏名() | 円 |
| 平成 | 年度 | 月分 | 年 | 組 | 氏名() | 円 |
| 小計 | | | | | | _____ 円 |

備考欄

学校給食費支払・未納明細書

| | | | |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | 現在 |
|---|---|---|----|

様

| | |
|-----|-----------|
| 児童名 | _____ |
| 学校名 | _____ 学校 |
| 学年 | _____ 年 組 |

| 年度 | 年度 | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|--|
| | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

上記にて、学校給食費の支払・未納状況を報告いたします。

臼杵市教育委員会 学校給食課
 臼杵学校給食センター
 所 長

TEL (0972) 63 - 1115

学校給食費滞納分納徴収計画書

様

学校給食費未納分について早急な納付をお願いしましたが、年 月 日現在、納付されておりません。引きつづき、臼杵学校給食センターより受配の学校給食を喫食する児童、生徒を考慮され、早急な学校給食費納付をお願いいたしますが、事情により、早急な対応ができない場合は、分納にての納付を検討いただきたいと思います。

つきましては、分納についての徴収計画書を作成しましたので、同封の「学校給食費滞納明細書」と照会され、ご確認ください。種々の事情があることと存じますが、本計画書に沿って、未納分の納付を再度お願いいたします。

| | | | | |
|---------|-----|----|-----|-----|
| 児童・生徒氏名 | 学校名 | 学校 | 学 年 | 年 組 |
|---------|-----|----|-----|-----|

【 年度学校給食費納付計画 】

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 年度未納額合計 円 | 分納月数 ヶ月 | 追加納付額 円 |
|--------------|------------|------------|

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 基本納付額(円) | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| 分 納 分 (円) | | | | | | | | | | | | |
| 年度納付額(円) | | | | | | | | | | | | |

上記納付計画表の納付額にて、年度学校給食費の納付をお願いいたします。
なお、この文書と行き違いにて納付等がありました際には、ご容赦願います。

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵学校給食センター
所長

学校給食費滞納分分納徴収計画書

様

学校給食費未納分について早急な納付をお願いしましたが、年 月 日現在、納付されておりません。引きつづき、臼杵学校給食センターより受配の学校給食を喫食する児童、生徒を考慮され、早急な学校給食費納付をお願いいたしますが、事情により、早急な対応ができない場合は、分納にての納付を検討いただきたいと思います。

つきましては、分納についての徴収計画書を作成しましたので、同封の「学校給食費滞納明細書」と照会され、ご確認ください。なお、「臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱」第14条第3項第1号により、学校給食費滞納児童、生徒の兄弟姉妹末子が在学中については、併せて納付のお願いをすることとなっております。

種々の事情があることと存じますが、本計画書に沿って、未納分の納付を再度お願いいたします。

| 児童・生徒氏名 | 学校名 | 学校 | 学 年 | 年 組 |
|-------------------|-----|----|-----|-----|
| 兄弟姉妹末子 児童・生徒氏名 | 学校名 | 学校 | 学 年 | 年 組 |

【 年度学校給食費納付計画 】

| | 年度未納額合計 | | 分納月数 | | 追加納付額 | | | | | | | |
|-----------|---------|-----|------|-----|-------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| | 円 | 円 | ヶ月 | ヶ月 | 円 | 円 | | | | | | |
| 基本納付額(円) | | | | | | | | | | | | |
| 分 納 額 (円) | | | | | | | | | | | | |
| 年度納付額(円) | | | | | | | | | | | | |
| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

上記納付計画表の納付額にて、年度学校給食費の納付をお願いいたします。
なお、この文書と行き違いにて納付等がありました際には、ご容赦願います。

臼杵市教育委員会 学校給食課
臼杵学校給食センター
所長

年 月 日

白杵市大字

様

白杵市教育委員会 学校給食課
白杵市白杵学校給食センター
所 長

学校給食費滞納督促について

「学校給食申込書兼学校給食費納付確約書」にて当該する児童について、
年 月 日現在、学校給食費の支払いの確認が取れていません。
下記期日までに、早急な納付をお願いいたします。
なお、この文書との行き違いにて納付等ありました際につきましては
ご容赦願います。

記

小学校
様 分

年度 月～ 月分 計 円

| | | | |
|-----------|---|---|------|
| 学校給食費納付期日 | 年 | 月 | 日（ ） |
|-----------|---|---|------|

白杵市白杵学校給食センター
担 当
電話 0972-63-1115

年 月 日

白杵市大字

様

白杵市教育委員会 学校給食課
白杵市白杵学校給食センター
所 長

学校給食費滞納督促について

「学校給食申込書兼学校給食費納付確約書」にて当該する生徒について、
年 月 日現在、学校給食費の支払いの確認が取れていません。
下記期日までに、早急な納付をお願いいたします。
なお、この文書との行き違いにて納付等ありました際につきましては
ご容赦願います。

記

中学校
様 分

年度 月～ 月分 計 円

| | | | |
|-----------|---|---|------|
| 学校給食費納付期日 | 年 | 月 | 日（ ） |
|-----------|---|---|------|

白杵市白杵学校給食センター
担 当
電話 0972-63-1115

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に係る学校給食会計の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

理 由

臼杵市学校給食センターにおいて、適正な学校給食会計の取扱いを定める必要があるため。

第6号議案

平成29年度補正予算（3月定例会市議会）について

平成29年度予算を補正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成30年2月23日提出

白杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

平成29年度補正予算（3月定例会市議会）について

平成29年度補正予算（3月定例会市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成30年2月 日提出

白杵市長 中野 五郎

理 由

教育委員会事務局における平成29年度補正予算を提出するため。

第7号議案

平成30年度当初予算（3月定例会市議会）について

平成30年度の当初予算について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成30年2月23日提出

白杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

平成30年度当初予算について

平成30年度当初予算（3月定例会市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成30年2月 日提出

白杵市長 中野 五郎

理 由

教育委員会事務局における平成30年度の当初予算を提出するため。